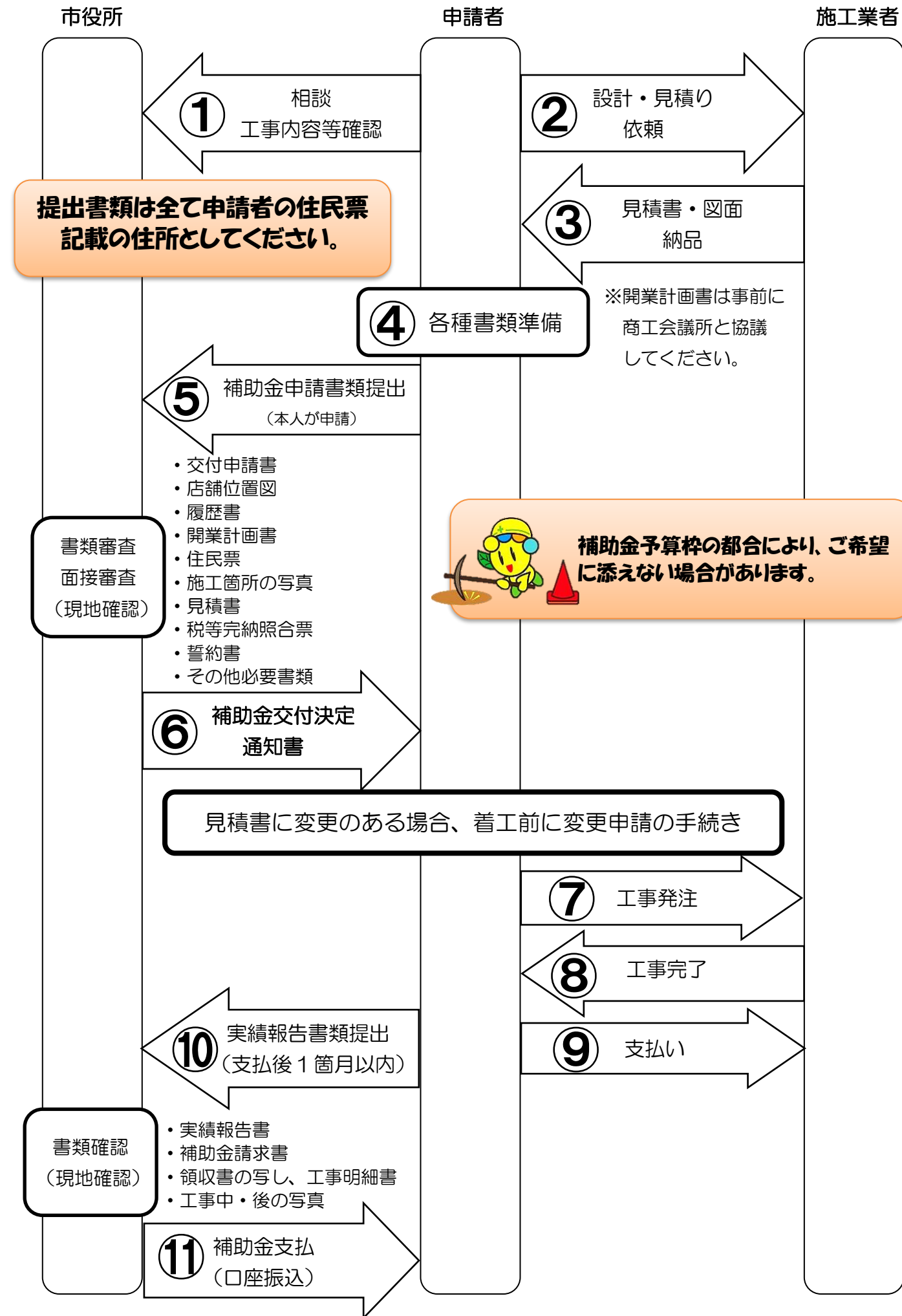


空き店舗リフォーム支援事業補助金



**市内商店街の空き店舗を利用した
新規出店者に「リフォーム工事」を支援します**
(太田市空き店舗対策リフォーム支援事業補助金)



<一次申請受付期間:4月23日(火)から5月17日(金)まで>

受付時間は平日9時~12時、13時~16時とさせていただきます。
なお、上記期間中は先着順ではなく補助申請額が予算に達した場合、抽選となります。
予算に達しなかった場合、5月20日(月)以降は先着順となります。(最終締切8月30日(金)まで)

リフォーム工事及び備品購入に係る補助金

店舗リフォーム工事費【総額20万円以上(税抜)】
備品購入費【1品3万円以上かつ総額10万円以上(税抜)】
を補助します。

店舗のリフォーム工事費及び備品購入費(税抜価格)の1/2(200万円限度)
・補助金の交付決定を受けてからの工事及び2020年1月31日(金)までに完了する工事が対象。

- ・税抜価格総額20万円以上の工事及び1品税抜価格3万円以上かつ総額10万円以上の備品が対象。
- ・一部対象とならない工事・備品がありますので詳しくはお問い合わせください。
- ・対象地域内の空き店舗が対象となります。物件が決まり次第、お問い合わせください。

※対象地域とは都市計画法に規定する商業地域又は近隣商業地域です。
(ただし、地区計画制度に定められている石原町下小林町地区と市野井反町地区を除く)

例1:リフォーム費(税抜)160万円、備品(税抜)4万円×4個の場合
160万円×1/2+4万円×4個×1/2=88万円 ⇒ 補助金 88万円

例2:リフォーム費(税抜)500万円、備品(税抜)4万円×1個の場合
500万円×1/2=250万円 ⇒ 補助金 200万円

対象条件

下記のすべてに該当する人が対象となります。

- ・市税を滞納していない者(世帯全員)
- ・太田市に住民登録がある者かつ市内で営業している者
- ・事業実施後3年以上継続して営業できる者
(3年間年度末に確定申告書の写しなどを提出してもらいます。)

対象業種

情報サービス業、専門サービス業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療業
などが対象となります。

※ただし、下記の場合は対象外となります。

- ・床面積の合計が1,000㎡を超える店舗
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗
- ・市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店
- ・以前に商店リフォーム支援事業補助金又は空き店舗対策支援事業補助金を活用した店舗

ご注意

- ・建築基準法の規定に適合する計画にしてください。
- ・大規模な修繕、模様替えに該当する場合は、建築確認申請が必要です。

申請に必要な書類等

◎は書式が決まっております。(HP からダウンロード又は商業観光課窓口にて配布)

◎補助金等交付申請書

- ・店舗の位置図(店舗の位置がわかるもの)
- ・店舗所有者の同意書の写し及び賃貸借契約書の写し
- ・補助金の交付を受けようとする者の履歴書(申請者の役職や職歴等)

◎開業計画書

- ・住民票写し(コピー可)(申請者の住所がわかるもの、本籍及び世帯主との続柄の記載は必要ありません)
- ・工事前の施工箇所(店舗内外)写真、購入予定の備品写真やカタログ(カラーのみ可、A4用紙に印刷したもので可)
- ・工事、備品購入明細のわかる見積書(宛先と申請者名が一致するようにしてください)

◎太田市税等完納照合票(世帯員全員に滞納がないことを確認します)

納税課(本庁舎2階)にて照合してください。

◎消防予防課確認票

消防本部予防課にて相談してください。

◎誓約書

- ・店舗の開業にあたって必要となる免許、資格、許可証等の写し。

※業者発行書類(見積書等)には業者の印が必要となります。

変更する場合に必要な書類等

◎補助金等交付変更申請書

- ・工事明細のわかる見積書(宛先と申請者名が一致するようにしてください)

※補助金額に変更のある場合は、補助金等交付決定変更通知書がお手元に届いてから工事を着工してください。

報告に必要な書類等

◎補助金等実績報告書

◎補助金等請求書(会社名義の口座ではなく申請者個人名義の口座を記載してください。)

- ・領収書写し(宛先と申請者名が一致するようにしてください。金額によっては収入印紙が必要となります。)
- ・工事明細書
- ・工事途中及び工事後の施工箇所の写真(A4用紙に貼ったもの又はA4用紙に印刷したものでカラーのみ可)

※業者発行書類(明細書、領収書等)には業者の印が必要となります。

<注意事項>

- ・店舗併用住宅の場合、店舗部分の工事に限ります。
- ・申請時の見積書に記載のある工事が対象となります。施工箇所や単価に変更のある場合、着工前に相談及び変更申請をしてください。着工後の変更は認められません。
- ・市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する施工業者を利用することが条件となります。見積書や領収書、請求書等は市内住所の記載がある書類に限ります。
- ・補助金の交付決定を受けてからの税抜き合計20万円以上の工事で、2020年1月31日(金)までに完了するものが対象となります。
- ・事業完了後、1箇月以内の実績報告書類を提出してください。

対象工事

| 対象 | 対象工事の例 |
|----------------------------|--|
| 工事 (市内業者による 施工であること) | 【対象となる工事】 <ul style="list-style-type: none">・屋根の修復(張替え、防水など)・床材、内壁、天井の張替え、内装の塗装など・襖、障子、網戸、畳の張替え・床、壁、窓、天井などの断熱に関するもの・外壁の塗り直し・扉の交換・窓ガラス、サッシの交換・ドアの電動化・店舗間仕切りの変更・建物に付属した看板、オーニング(日よけ)等の修復や設置・床、内壁、天井のクロス張替えや塗り替え・厨房の改修・給排水、衛生(換気を含む)設備に関するもの・給湯設備に関するもの・電気、ガスに関するもの・エアコンの設置、その他空調に関するもの・客用の洗面、トイレの改修や水周りに関するもの・(理・美容業)の客用椅子の取替え・防災設備に関するもの |
| | 【対象とならない工事】 <ul style="list-style-type: none">・車庫、物置き、倉庫等の設置・門扉、ブロック塀の設置や駐車場など・植樹、剪定などの植栽に関するもの・太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの・建物に付属していない看板・外構工事及び屋外設備の設置・防犯用のカメラ及びライトの設置・清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布、消臭、塗布、抗菌処理など・浄化槽の設置、修繕・工事費が特段、高価と認められるもの・店舗等で必要であると認められないもの |

お問合せ(平日8時30分~17時15分)
太田市役所商業観光課商業係(太田市役所5階)
直通:0276-47-1833
E-mail:025300@mx.city.ota.gunma.jp